

【資料2】

読書活動推進事業業務委託仕様書

1 目的

日頃、本を手にする機会の少ない県民を主な対象に、イベント等を通じた啓発活動を実施することで、本に親しむきっかけを提供し、県民の読書率を向上させる。

2 業務概要

- (1) 読書活動啓発イベントの企画・実施（3－（1））
- (2) 県が実施する「レビューコンテスト」の広報（3－（2））
- (3) 読書キャンペーンの実施（3－（3））

3 業務内容

- (1) 読書活動啓発イベントの全体の企画・実施

読書と親和性のある著名人・タレント等による、読書に関する「トークライブ」と「第13回ふるさと秋田文学賞表彰式」を合わせた読書活動啓発イベントを企画し、実施する。また、イベント実施後にその内容を広く広報する。

① イベント内容の企画・実施

次のイベント概要を基に内容を企画し、実施すること。

<イベント概要>

名称：「〇〇さんと楽しく読書トークライブ（仮）」

日時：令和8年11月1日（日）の多くの参加者が見込まれる時間帯

会場：アトリオン音楽ホール及びイベント広場

控室等として音楽ホール楽屋、第1～3練習室、音楽研修室（予定）

参加者数：700人から800人程度

参加料：無料

トークライブゲスト：〇〇〇〇氏

総合司会：県内フリーアナウンサー等から選定

イベントの構成：

- 1 文学賞表彰式
- 2 トークライブ
- 3 県で実施している読書活動推進に関する施策の紹介
- 4 文化芸術活動推進につながる演奏等の実施
- 5 子どもの読書習慣の形成・定着につながる、体験を伴う企画の実施

② ゲスト及び司会者との出演交渉及び契約

ア トークライブのゲストには、集客力があり、読書に造詣の深い著名人又はタレント等を起用し、総合司会を行う県内アナウンサー等を別途起用すること。

イ ゲスト及び司会者の選定に当たっては、経過を随時県に報告すること。

③ 会場の確保

開催予定会場であるアトリオンと打合せの上、必要な申請をすること。

④ イベント開催の周知

ア イベント開催の周知を図るために効果的な広報を企画・実施すること。

イ イベントの告知ポスター及びチラシを作成すること。

ウ チラシを封入の上、県の指示に従い文化施設・商業施設等50か所以上に送付すること。

エ 送付用の封筒及び送付状は県が準備する。

⑤ 参加申込受付及び問合せ等への対応

イベント参加者は次のとおり事前申込により決定する。

ア 申込期間を設定の上、募集を行うこと。

イ 申込多数の場合は、抽選を実施の上、結果（当落）を通知すること。

ウ イベント内容等に関する問合せ対応を行うこと。

⑥ イベント当日の運営、会場の設営、撤去等

ア イベント当日の運営を行うこと。

イ 会場の設営（音響、照明等）を行うこと。

ウ 横看板、案内板等を作成し、設置、撤去を行うこと。

エ 座席図、席札の作成、印刷をすること。

オ 出演者（ふるさと秋田文学賞の選考委員及び受賞者、トークライブゲスト、総合司会等）の控室を用意し、接遇を行うこと。（必要に応じ食事等の手配を行うこと。）

カ 参加者等の受付を行うこと。

キ 当日用のプログラムを作成し、参加者に配布すること。

ク 参加者へのアンケートを実施し、集計及び分析を行うこと。

なお、アンケート項目に「本イベントをきっかけに、読書意欲が向上したか」という項目を必ず含めること。その他の項目については、県と協議の上決定する。

⑦ イベント実施後の広報の実施

イベント内容及びふるさと秋田文学賞を広く周知するための広報を企画・実施すること。

⑧ 成果目標

ア 啓発イベントへの参加者数700名以上を確保すること。

イ イベント参加者へのアンケートにおいて、「本イベントをきっかけに、読書意欲が向上した」という回答割合60%以上を目指すこと。

⑨ 効果測定

- ア 当日の来場者数、アンケート結果を報告書にまとめ県に提出すること。
- イ 意欲向上に寄与した具体的なプログラムや展示内容が何か分析を行うこと。

(2) レビューコンテストの広報

① 書評募集の広報

県が実施する「レビューコンテスト」(本の書評を募集し優秀書評を表彰するコンテスト)の募集をポスター、チラシ、SNS等により広報する。

- ア 書評募集ポスター及びチラシを作成すること。
- イ ポスター、チラシの配付と合わせて、募集対象者を考慮した広報を企画・実施すること。

<レビューコンテスト概要>

名 称：あきたレビュー大賞2026

募集期間：9月1日(火)～10月30日(金)

募集対象：18歳以上(高校生を除く。)で、県内に在住又は勤務する方

募集書評：小説、エッセイ等(漫画・絵本は除く。)を対象とした書評

選考基準：「その本を読みたい」と思わせること

賞 賞：最優秀賞1編(正賞/賞状、副賞/図書カード3万円分)

優秀賞5編(正賞/賞状、副賞/図書カード5千円分)

結果発表：1月下旬に受賞者名を県公式ウェブサイトで発表

表彰式：2月下旬に実施予定

② 受賞書評の広報

結果決定後、SNS等を活用して受賞作品を広く周知し、WEBサイト「あきたブックネット」内の入賞作品紹介ページへ誘引するための広報を企画・実施すること。

③ 成果目標

受賞作品の広報コンテンツを通じて、受賞作品公開日から3月末日までに「あきたブックネット」内の入賞作品紹介ページにおいて、500件以上の閲覧数を確保すること。

④ 効果測定

広報コンテンツの閲覧数、閲覧者の属性、流入経路等を分析し、報告書にまとめ県に提出すること。

(3) 読書キャンペーンの実施

読書習慣の定着を促す啓発ポスターを作成し、県内の書店や図書館等に配付すること。

① 啓発ポスターの作成及び送付等

ア B4サイズの啓発ポスターを500枚作成すること。

イ 啓発ポスターのイラストは、県が指定する人物が作成したイラストを使用すること。
また、デザインは、掲載場所や時期を限定しないものとし、年間を通じて多様な機関・施設で活用可能な汎用性の高いポスターに仕上げること。

ウ 啓発ポスターを、県の指示に従い書店、図書館に送付すること。その他、読書に親和性があり、啓発の効果を高める送付先を提案し送付すること。

エ 送付用の封筒及び送付状は県が準備する。

オ ポスター掲示施設と連携し、来場者の読書意欲を喚起するための仕掛けを企画すること。

② 成果目標

ポスターを書店、図書館以外の県内各施設（独自提案箇所）30か所以上に送付すること。

③ 効果測定

ポスターの独自提案箇所の掲示状況を確認して県に報告すること。

4 独自提案

各業務内容において事業効果を高める独自の提案を盛り込むこと。

5 企画提案における留意事項

(1) 業務全体のスケジュール及び実施体制（業務全体の責任者・担当者）、関係機関等との連携体制を示すこと。

(2) 提案内容に関する費用の内訳を示すこと。

(3) 3（1）および（3）について、属性（性別・年齢等）を問わず訴求するものとする。

(4) 3（1）～（3）について、参加者の読書意欲の向上につながるものとする。

(5) 3（1）における来場者数の確保について、具体的な方策を示すこと。

6 業務に関する費用

(1) 本業務の実施に要する費用のうち、県が負担する費用は次のとおりとし、これ以外の費用については委託料に含まれるものとする。

①ふるさと秋田文学賞表彰式にかかる次の費用

ア 表彰状、副賞、選考委員及び受賞者旅費

(2) 啓発イベントの会場使用料は、音楽施設利用料金表、アトリオン貸館施設料金表によること。

(3) 啓発ポスターの作成費に、イラスト作成者への謝金100,000円を見込み、費用に計上すること。

7 実績報告

委託事業を完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届、実績報告書、その他県

が指示する資料等を提出すること。

8 その他、本業務に必要な事項

- (1) SNSによる広報を実施する場合には、フォロワーやエンゲージメントの購入等のSNS各社の利用規約に反する行為を行わないこと。
- (2) この業務が完了するまでの間、進捗状況の報告、問題点の協議・解決、この業務履行に必要な事項の打ち合わせを行うこと。
- (3) この業務履行のため、県が所持している写真、資料等は必要に応じて提供するものとする。ただし、この業務以外の目的のための使用や、第三者への提供は禁止する。
- (4) この仕様書に定めのないこと及びその他詳細は、県と受託者が協議して決定する。

9 契約に関する条件等

(1) 契約額

- ① 6(1)に記載する費用を除き、本業務の実施に要する一切の経費は委託料に含むものとする。
- ② 見積書には、税抜額及び消費税額、税込額を明記すること。

(2) 業務の再委託

- ① 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は県に対し、再委託先、再委託する内容等を事前に書面にて提出し、あらかじめ県の承諾を得ること。
- ③ 受託者は、②により再委託する場合は、秋田県内に主たる事業所を有する者の中から再委託先の相手方を選定すること。

10 権利の帰属等

- (1) 本業務により制作された成果物及び資料の著作権は、県に帰属する。
- (2) 県は、本業務により制作された成果物及び資料を利用できるものとする。
- (3) 受託者は、県の承諾なくこの業務により制作された成果物及び資料を流用することができないものとする。

11 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良な管理者の注意義務をもってその情報を管理・保持するものとする。契約終了後も同様とする。

12 関係法令の遵守

受託者は、この業務を履行する上で、著作権、肖像権、個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守し、受託者の責任においてこれを処理すること。